

農林漁業者、飲食料品製造・卸売・小売業者、
外食事業者の皆さまへ

設備投資を応援します！

（中小企業等経営強化法等による支援）

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を申請していただき、認定されることにより**生産性向上のための設備投資（トラクタ、異物検出装置、自動洗浄機、コンベクションオーブン等）に係る税制措置**や各種金融支援が受けられます。

優遇措置や認定要件、申請様式など、制度の詳細については、[中小企業庁ホームページ](#) **政策について→経営力向上・経営革新支援→「経営力向上支援」**のページをご覧ください。

■ 支援を受けられる人は？

「中小企業等経営強化法」に基づき「経営力向上計画」を作成し、国から認定を受けた中小企業者等（以下の枠内参照）になります。

- ✓ 農業者、林業者、漁業者、水産養殖業者
 - ✓ 食料品製造業者、飲料・飼料製造業者
 - ✓ 木材製造業者
 - ✓ 飲食料品卸売業者、小売業者
 - ✓ 飲食店
- など

※農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合は対象となりませんのでご注意ください。

農林水産省
東北農政局

■ どんな支援があるの？

計画に基づき新規に取得した一定の設備について支援措置があります。

法人税・所得税の特例

(中小企業経営強化税制：A・B 類型など)

・設備の即時償却

または

・取得額の 10% (※) の税額控除

※ 資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%

A 類型：生産性向上設備

B 類型：収益力強化設備 などを選択できます

金融支援措置

・日本政策金融公庫による融資

・中小企業信用保険法の特例

(別枠での追加保証や保守枠の拡大)

・中小企業投資育成株式会社からの投資 など

【対象】

資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人、常時使用する従業員数が 2,000 人以下の法人または個人事業主が対象
大規模法人（資本金額が 1 億円超など）から一定割合以上の出資を受けている場合は、本税制支援の対象外となります。

【対象】

中小企業者等受ける支援により異なります。

* 詳細は中小企業庁の HP ご参照下さい。

【中小企業者】

資本金

従業員数

製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下

- 農業経営基盤強化準備金と法人税・所得税の特例は併用不可。

詳しくは、「税制措置・金融支援活用の手引き」をご確認ください。

(参考) [中小企業等経営強化法に基づく 支援措置活用の手引き \(令和 7 年度税制改正対応版\)](https://www.meti.go.jp/press/2022/04/222204_01j0.html) ([meti.go.jp](https://www.meti.go.jp/))

■ 税制の特例措置の対象となる設備は？

● 法人税・所得税の特例（A類型：生産性向上設備）を受ける場合の要件

下表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすこと。

(1) 販売開始から一定期間内に販売されたもの（最新モデルである必要はありません）

(2) 生産性が旧モデル比で年平均1%以上向上しているもの

要件(1)、(2)について、設備メーカーからなる団体（機械工業会等）が発行する証明書の取得が必要です。

証明書は販売店等を通じ、当該設備のメーカーにご依頼ください（発行まで数日～2ヶ月程度）。

● 法人税・所得税の特例（B類型：収益力強化設備）を受ける場合の要件

下表の販売開始時期の要件はありませんが、年平均の投資利益率が7%以上になることについて経済産業局が発行する確認書の取得が必要です。

- 税制の適用に当たっては、管轄の税務署にご相談ください。

設備区分	最低価額 (1台又は1式)	販売開始時期 (固定資産税・A類型のみの要件)	対象設備の具体例
機械装置 (※1)(※2)	160万円以上	10年以内 (最初に販売されてから 10年以内のモデル)	農林漁業 : トラクター、油圧ショベル、ホイールローダー、魚群探知機など 食品製造 : 自動充填・包装機、異物検出装置、色彩選別機、ロボットパレタイザー、自動皮むき機など 卸・小売 : 精米機、スライサー、自動洗浄機、生ゴミ処理機など 外・中食 : 低熱伝導フライヤー、すしロボット、コンベクションオーブン、食器洗浄機、ご飯盛付け機、自動券売機など
器具備品、工具 (※2)(※3)	30万円以上	器具備品:6年以内 工具:5年以内	農林漁業 : 冷房・暖房用機器、オートステアリングシステムなど 食品製造 : 成分分析計、コンピュータスケール、包装機など 卸・小売 : 冷蔵ショーケース、デポジッター、POSレジ式など 外・中食 : コーヒーマシン、卓上串刺機、タッチパネル券売機、セルフオーダー・セルフレジシステム、冷蔵冷凍庫など
建物附属設備 (※2)	60万円以上	14年以内	農林漁業 : シートシャッター、薪ストーブ、畜糞処理機など 食品製造 : ボイラー、給排水設備、ベルトコンベアなど 卸・小売 : 空調・暖房機器、冷凍冷却設備、自動ドアなど 外・中食 : LED照明、エレベーター、エアーカーテンなど
ソフトウェア (※4)(※5)	70万円以上	5年以内	販売・在庫・製造原価管理システム、栄養管理システムなど

※1: 発電用設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするものは除きます。

※2: 固定資産税の特例を受ける場合、対象となる設備や対象となる業種は市町村により異なる場合があります。

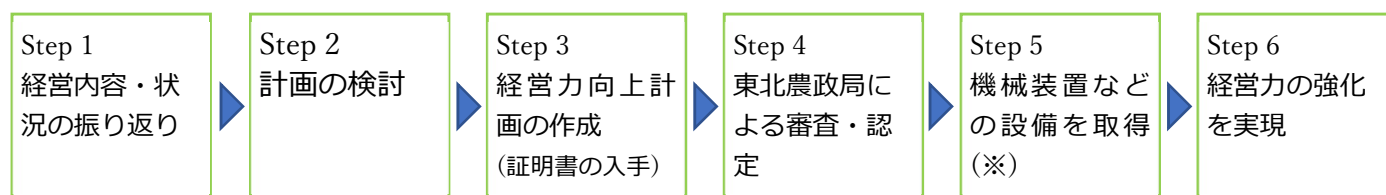
※3: 税の特例の適用が受けられる工具は、測定工具、検査工具のみ。

※4: 法人税・所得税の特例のみ適用可。A類型の場合は、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもののみ。

※5: 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

■ 経営力向上計画の認定を受けるには？

- 所定の申請書様式に記入し、証明書等（設備メーカーからなる団体が発行）を添付し、東北農政局にご提出ください。計画の提出から認定までの期間は1ヶ月程度です。なお、複数の省庁の所管にまたがる場合は45日程度になりますので、ご注意ください。（参考）経営力向上計画策定の手引き
- 申請書は、実質2～3枚程度で、労働生産性などの目標、経営力向上に向けた取組などを記載します。計画作成については、よろず支援拠点や商工会等の経営革新等支援機関にてサポートが受けられます。



(※) 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に東北農政局にて計画が受理される必要があります。

(参考)

中小企業庁ホームページ

経営サポート「経営強化法による支援」→政策について「経営力向上支援」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

税制措置・金融支援活用の手引き

経営力向上計画策定の手引き

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html#gaiyou>

よろず支援拠点

<https://yorozu.smrj.go.jp/>

お問合せ先

東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒980-0014

仙台市青葉区本町三丁目3番1号（仙台合同庁舎A棟）

代表：022-263-1111（内線4060）

FAX：022-722-7378

Email：keikaku_tohoku@maff.go.jp